

# イギリス及び EPO における コンピュータプログラムの取り扱い

会員 山田 くみ子

## 要 約

コンピュータプログラムをはじめとするソフトウェア関連発明の扱いは、ヨーロッパと日本では異なっている。ヨーロッパでは、「コンピュータプログラムそれ自体」については特許される発明から除外されるとの規定があるためである。また、ヨーロッパでは欧州特許庁（EPO）と各国特許庁が併存しているため、各々で異なった取り扱いがなされないよう調和が求められている。しかし、近年のコンピュータプログラムに関する EPO とイギリスの見解には、未だ隔たりがある。Symbian 判決を中心に 2008 年イギリスで出されたいくつかの判例と UKIPO の実務の状況を紹介したい。

## I. はじめに

欧州におけるコンピュータプログラムの扱いは、日本とは大きく異なっており、発明に該当しない類型の一つとしてコンピュータプログラムが規定されている（EPC52 条 (2) (c)）。一方、イギリスにおいても、EPC52 条にあたる条文がイギリス特許法に規定されている<sup>(1)</sup>。しかし EPO が 2000 年に Pension Benefit 審決において新しい判断を出して以降、イギリスにおけるソフトウェア関連発明の判断は、EPO における判断と異なった判断となっている。2008 年に、イギリスで出された Symbian 判決においても EPO の判断手法に歩み寄ろうという姿勢は伺えるものの、イギリスが判例法制度を採っているがゆえに、Viccom 審決以来の判例に沿った判決となっており、未だ溝は埋まっていない。2008 年は Symbian 判決を始め、ソフトウェア関連発明に関していくつかの判決がイギリスで出された。ここで現在までのコンピュータプログラムに関する EPO 審決及びイギリス判例を確認し、昨年出された判決及び UKIPO での実務を紹介するとともに、EPO とイギリスとの調和の可能性を検討したい。

## II. 欧州特許条約 52 条とイギリス特許法 1 条

### 1. 欧州特許条約 52 条

欧州特許条約 52 条は、特許することができる発明について規定しており、以下のように規定する<sup>(2)</sup>。

### 第 52 条

- (1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。
- (2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。
  - (a) 発見、科学の理論及び数学的方法
  - (b) 美的創造物
  - (c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法、並びにコンピュータプログラム
  - (d) 情報の提示
- (3) (2)の規定は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関係している範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

このように、52 条には日本特許法 2 条 1 項に相当するような「発明」の定義規定が存在しないことが特徴である。(2)に単に例示として発明とみなさないものについて規定されているのみであり、発明とみなさないもののうちの一つとしてコンピュータプログラムが挙げられている。また、(3)には、(2)の補足として(2)に規定する対象又は行為それ自体のみ (as such) を除外することが規定されている。

## 2. イギリス特許法

イギリス特許法1条には、欧州特許条約52条と同様の規定がなされている。規定内容に違いはほとんどない。あえて違いがあるとすれば、欧州特許条約においては、「programs for computers」であるのに対し、イギリス特許法では、「a program for a computer」と規定されている点であるが、実質的な違いはない。

### III. 欧州特許庁 (EPO) の審決の動向

#### 1. Vicom 審決<sup>(3)</sup> (1986年7月15日決定)

ソフトウェア関連発明に関する最初の審決がVicom 審決である。デジタル画像処理に関する発明で、数学的方法を使用することから、保護対象になるかどうか争われた。この審決において、もし数学的方法を使用するとしても、発明全体として公知技術に対し技術的貢献があるならば、特許できる<sup>(4)</sup>と判示して、いわゆる「technical contribution approach」が確立された。

この technical contribution approach では、technical contribution がない発明は52条(2)に該当し、保護対象にあたらなると判断される。しかし、ここでいう「technical (技術的)」が不明確であるがために、以降の判決で様々な解釈がなされることとなる。

#### 2. Pension Benefits 審決<sup>(5)</sup> (2000年9月8日決定)

年金給付プログラムを制御する方法の発明について、方法クレームについてはすべての特徴はビジネスを行う方法以上のものがなく、技術的でないとして(not technical) 特許適格性を否定した。一方、装置クレームについては技術的であるが、進歩性を有しない(not inventive step) として拒絶した。

この審決のなかで、技術的性格(technical character)を有する対象や活動は、たとえそれらが52条(2)で発明から除外されるものに関連したとしても、(3)において除外されるものは『それ自体(as such)』のみであるから、発明でないとして拒絶されないとした。これが technical character approach である。なお、Aerotel 判決では Jacob 判事は any hardware approach と呼んでいる。本審決以降、特許適格性において従来よりも緩く解釈する流れができることとなる。

#### 3. Hitachi 審決<sup>(6)</sup> (2004年4月21日決定)

ダッチオークションをサーバにおいて自動で行うための発明について、装置・方法クレーム両方について

technical character approach に従って判断を行い、発明から除外されないと判断した。Pension Benefits と異なるのは方法クレームについても technical character approach を適用した点である。その上で、進歩性の問題として発明が technical であるかどうかを判断し、ビジネス上の課題を解決する発明は技術的課題(technical problem)を解決するものではないとして、拒絶した。

#### 4. Duns Licensing 審決<sup>(7)</sup> (2006年11月15日決定)

本審決は、後述する Aerotel 判決後に出された審決で注目されたが、Jacob 判事による Aerotel test は EPC の解釈と矛盾する(not consistent with a good-faith interpretation)として痛烈に批判した。

#### 5. Presidential Referral<sup>(8)</sup>

後述する Symbian 事件判決がイギリスで出された後、2008年10月22日に欧州特許庁長官は、コンピュータプログラム発明に関する発明該当性について、4つの質問を、拡大審判部(Enlarged Board of Appeal)へ付託した<sup>(9)</sup>。これらの質問は、『コンピュータプログラムはコンピュータプログラムとして明確にクレームされているときのみ除外されるのか？(質問1)』、『コンピュータの使用又はコンピュータで読み取り可能な記憶媒体の使用を単に明示することで、コンピュータプログラム分野のクレームは52条(2)(C)及び(3)による除外から免れることができるのか？(質問2(A))』といった、現在論点となっている事項に関するものである。2009年12月現在、これらの質問に関する決定は出されていないが、どのような答えを出すのか、または出さないのか、注目されることである。

### IV. イギリス

#### 1. Pension Benefits 審決以前 (2000年以前)

(1) Merrill Lynch's Application<sup>(10)</sup> (1989年4月21日判決)

自動株取引システムの発明について、EPO の Vicom 審決の判断に従って、『特許されるにはそのプログラムが公知技術に対する技術的な進歩が新しい結果として形成されていなければならない』と判示し、本発明による結果は取引システムを製造することであるから、本発明は単にビジネスを行うための方法であるとして、特許適格性を有しないとされた。

この判決により Vicom 審決の判断がイギリスの判

例法に組み込まれることになった。コモンロー制度を採るイギリスでは、先例に拘束されるため (ratio decidendi)、本判決の影響力は極めて大きい。なお、後に問題となった出願は登録となっている (GB 2180380)。

(2) Gale's application<sup>(11)</sup> (1990年1月22日判決)

平方根の計算方法を改善する発明について、控訴院は、Vicom 審決及び Merrill Lynch's 判決に従い、コンピュータの外にある技術的なプロセスを具体化していないし、また、コンピュータ自体に存在する技術的課題を解決していない、として拒絶した。

(3) Fujitsu limited's application<sup>(12)</sup> (1996年5月24日判決)

結晶構造のデジタルモデルをコンピュータ上に作成するための発明について、当該発明は化学者の労力の削減に貢献しているが、技術的效果をもたらしておらず、ただのコンピュータプログラムにすぎないとして発明に該当しないとして拒絶した。

## 2. Pension Benefits 審決以降 (2000年以降)

(1) Aerotel & Macrossan (2006年10月27日判決)<sup>(13)</sup>

Aerotel と Macrossan の結合された控訴である本判決において Jacob 判事は、Pension Benefits 審決以降の EPO の判断手法を客観的に率直ではない (not intellectually honest) であり、Vicom 審決以来の先例と矛盾するとして批判を行い、先例と矛盾しないテストとして下記の4つの手順を判示した<sup>(14)</sup> (いわゆる Aerotel test)。

- 1) 適切にクレームを解釈する。
- 2) 実質的な貢献を特定する。
- 3) その貢献が専ら除外される保護対象に該当するか否か。

(除外対象である場合は発明に該当しない)

- 4) 実質的な貢献又は主張されている貢献が実質的に技術的であるか否か。

(技術的でない場合は、発明に該当しない)

本判決後、UKIPO は新しい運用指針を出し、Aerotel テストを今後適用することを発表した。本判決は、Vicom 審決以来の technical contribution approach による判断手法に明確な指針を与えたといえる。

この判決に対する EPO の反応は、Duns Licensing で前述したとおりである。Duns Licensing 審決で

Aerotel 判決を批判し、EPO とイギリスの見解の相違が明確となった。このように Aerotel テストは、EPO が pension benefits 審決で示した判断とは異なり、技術的貢献の有無を発明該当性の段階で判断することとしている。

(2) Astron Clinica Ltd & Others (2008年1月25日判決)<sup>(15)</sup>

Astron Clinica 判決は、UKIPO の今までの運用を否定し、媒体 (media) クレームの発明該当性について認めたものである (Patent Court による判決)。6件の出願について UKIPO が装置・方法クレームについては登録を認めたにもかかわらず、媒体クレームについてはコンピュータプログラムそのものであるから発明に該当しないとして拒絶したために、出願人らが控訴したものである。Kitchin 判事は、『どの控訴院判例にも、すべてのコンピュータプログラムが絶対に保護対象から除外されなければならないとはしていない<sup>(16)</sup>』として UKIPO の全ての媒体クレームを一律に拒絶する運用を批判した。

また、本判決において、Aerotel テストによる結論は以前の判決でのテスト、例えば Merrill Lynch におけるテストと同じ結果とならなければならないと示している。

(3) Actavis (2008年5月21日判決)<sup>(17)</sup>

Actavis 判決自体の争点は、コンピュータプログラムではないが、本判決において控訴院は、安定したヨーロッパ法の見解に従うために、拘束性のある先例から自由になることができるとした<sup>(18)</sup>。

(4) Symbian (2008年10月8日判決)<sup>(19)</sup>

DLL に関する発明について、下級審では UKIPO の判断を覆して発明に該当するとしたところ、UKIPO が控訴したものである。判決のなかで Neuberger 判事は下級審の判断を支持し、発明に該当するとして控訴棄却とした。

EPO とイギリスで異なっている判断手法について、両者を調和させることが可能と述べた<sup>(20)</sup>。つまり、最も重要な問題は対象発明による貢献が 52 条(2)によって保護対象から除外されるものであるかどうか、つまり、貢献が "technical" であるかどうかであり、この点で両者の判断基準は共通しているのであるから、調和できるというのである。この中で、EPO の審決の一つ (Game Account T1543/06) を引用した上で、technical かどうかを判断する段階が保護対象判断時

か、進歩性判断時かで異なっているがそのことにより判断に影響を与えてはならないとした<sup>(21)</sup>。

そして更に、イギリスにおける先例拘束性を認めた上で<sup>(22)</sup>、Actavis 判決で EPO の安定した見解に従うために先例から離れてもよいという見解が出ていることを示しつつも、本件が今までの先例から導き出される判断基準により解決される場合であって、EPO の基準と矛盾しないのであれば、先例から導き出される基準に従うべきであるとした<sup>(23)</sup>。

その上で、Pension Benefits, Hitachi 等の 3 つの EPO 審決<sup>(24)</sup>について、それ以前の EPO 審決やイギリス控訴院における判決と矛盾する、としてこれら 3 つの審決を否定した Aerotel 判決に従うべきとした<sup>(25)</sup>。

また、Aerotel 判決後の EPO 審決についても検討し、そのうちの一つである Game Account 審決が唯一 Vicom 審決以降の流れに従っているとして、判決のなかで Game Account の考え方を採用することで、EPO の基準とも矛盾していないことを示している。

そして、Pension Benefits の判断手法を採用できない根拠として下記 5 つの理由を挙げている<sup>(26)</sup>。

- ① 拡大審判部 (Enlarged Board of Appeal) の決定がない。
- ② Aerotel 判決以降に出された四つの EPO 審決は同じ見解で統一されていない。
- ③ 特に『コンピュータ使用を必要とする方法であれば技術的性格 (technical character) を有する』という考え方 (File Search method/Fujitsu T1351/04) では、コンピュータプログラム除外規定の意味がなくなってしまう。
- ④ イギリス裁判所だけでなく、ドイツの裁判官も Aerotel を引用している。
- ⑤ あまりにも先例からかけ離れた判断基準を採用すると、法に混乱が生じる恐れがある。

このように認定した上で、対象発明について、技術的貢献があったとした。その結論を導き出すにあたって、いくつかの方法で検討を行っている。Merrill Lynch ではビジネス方法として、Gale では数学的方法であるとして拒絶されているが、本コンピュータプログラムは 52 条(2)の他のどのカテゴリーにも該当しないということが第一の理由である<sup>(27)</sup>。また、コンピュータ自体に存在する技術的問題を本発明は解決しているというのが第二の理由である。Vicom によれば、技術的問題がコンピュータに内在するものか、外

在するものかによって差異はないのであるから、この点からも技術的貢献が認められるとした<sup>(28)</sup>。単なるより良いプログラム以上のもの、つまりコンピュータを高速化し、信頼性を高めるプログラムを本発明は提供するものであるから、technical であると認定し<sup>(29)</sup>、さらに、Aerotel テストや EPO 審査基準にも照らし合わせ、この結論は矛盾していないとした。

判決の最後に Neuberger 判事は、EPO とイギリス司法とで判断基準に違いがあるのであれば、結論において異なることがないようにその違いは最小化されるようにしなければならないと述べている<sup>(30)</sup>。本判決は、この考え方に基づいた判決であるが、結論では近年の EPO 審決の流れは否定し、発明該当性において technical contribution を判断している。これが、先例拘束性があるイギリス法下での限界なのだろう。

なお、本件の対応 EP 出願は、EP1678607 号として既に 2008 年 2 月 20 日に登録されていた。イギリス出願についてもこの判決後、2009 年 8 月 5 日に登録となった。

(5) AT&T, CVON<sup>(31)</sup> (2009 年 3 月 3 日判決)

Symbian 判決後に出されたコンピュータプログラムに関する Patent Court の判決である。

AT&T の発明は、デジタルコンテンツを購入したいユーザーと、コンテンツ提供者とを仲介するシステムにおいて、ユーザーが所有する装置が再生できないようなフォーマットのコンテンツデータを販売してしまうことを防止するために、システムに接続される装置の機能や能力を“device profile table”に記憶し、この情報をコンテンツ提供者に与えることで、ユーザー側で再生できるコンテンツデータのみを販売することができるというものである。

UKIPO は、本発明について、プログラムを走らせる以上の技術的効果が見い出せない、解決している問題は技術的問題ではないとし、特許の保護対象に当たらないとして拒絶した。

一方、AT & T は、本発明の device profile table はコンテンツ仲介システムを改善するための中間手段を提供しているのであり、これによりユーザーが所有する装置に合ったデジタルコンテンツをコンテンツ提供者は送ることができるのであるから、これこそが新規の効果であると反論していた。

これに対し、本判決では UKIPO の見解を支持し、AT&T の主張を退けた。判断手法として Aerotel テ

ストを適用しながら Symbian 判決の理由付けを引用し、本発明はコンピュータ処理に対して従来技術と比べて新規な方法や異なる方法を提供していないし、フォーマット間に互換性がないという技術的問題を解決していないとした。さらに、Symbian 判決で技術的貢献があると認定されたようなコンピュータの高速化や信頼性の高いものをもたらすわけでもなく、device profile table は単にコンピュータ化した装置の特性リストにすぎないのであるから、新規の効果は技術的效果ではなく、単に無駄なものを送らないようにするビジネス方法に過ぎないとした。

判決では、本発明と同じ例として、洋服店が顧客に間違ったサイズの服を提供しないように各顧客のサイズを顧客毎にカードに書き留めておき、顧客が来店した際にそのカードを参照しながら接客することを挙げ、この方法をコンピュータ化したに過ぎないとしている<sup>(32)</sup>。また、発明による technical effect や technical contribution を公知文献と比較しながら検討し、発明該当性を否定している<sup>(33)</sup>。このようにイギリスでの今までの判断手法に沿って判断されていることがわかる。

#### (6) Symbian 判決後の UKIPO

##### (i) 運用

Symbian 判決が出されたことを受けて、UKIPO は 2008 年 12 月 8 日に新しい運用通知を出した<sup>(34)</sup>。新しい運用通知では、“technical contribution”を有するコンピュータプログラムであるか否かで判断する、Vicom 以来の判例の流れに沿ったテストや、Aerotel テストによるテストを今後も適用することを確認している。また、コンピュータに内在・外在する問題だけでなく、プログラミングに起因する問題を解決し、コンピュータの速度や信頼性を高める発明は“technical contribution”がある、と Symbian 判決で新しく認定された点についても、今後は考慮することを明示している。

なお、Symbian 判決においても、コンピュータを単に使用していることで特許適格性を認める Pension Benefits 審決の流れを否定していることから、今後も EPO の立場とは異なるが、UKIPO はハードウェアが存在することのみで、特許適格性を認めることはないことも、述べられている。

##### (ii) UKIPO での実務 (O/126/09)

Symbian 判決後に、UKIPO でなされた決定のうち、

コンピュータプログラムに関係するものを一つ取り上げたい。東芝が出願人で、2009 年 5 月に出された決定である。問題となった発明は、化学プラントや発電プラントで敷設するケーブル長を計算する際に、とりうる経路のなかでケーブル長が短くなるように計算し、3次元で計算結果のケーブル経路を見ることができるとする発明である<sup>(35)</sup>。

本発明について、まずは Aerotel テストを採用し、第二ステップでの『実質的な貢献の特定』において、システム全体としてソフトウェアとハードウェアの相互作用による貢献はなく、最短で適切なケーブル長を探索して結果を表示するようにコンピュータをプログラミングすることによる貢献であるから、貢献はコンピュータプログラムによるものであるとした。その上で、貢献は精神行為や数学的方法を実施するための方法に帰するとした。

第三ステップでの『その貢献が専ら除外される保護対象に該当するか否か』では、本発明で作成されたモデルが従来技術で作成されるものよりもより正確であるかどうかは示されておらず、データ処理方法として技術的に新規な貢献であるとはいえないとし、コンピュータ化した以上の効果が見い出せず、技術的效果がないため、数学的方法、精神行為のための方法、コンピュータプログラムといった専ら除外される保護対象に該当するとした。

このように、Aerotel テストを適用し、Symbian 判決を考慮しながら特許適格性において対象発明により生ずる技術的效果を検討していることがわかる。EPO であれば、進歩性において検討されるため、problem solution approach<sup>(36)</sup>によって最も近い公知文献 (the closest prior art) をもとに、解決すべき課題が何かを特定するので、進歩性判断時点で当該課題が technical であるかが検討されることになる。

## V. 終わりに

イギリスは、EPO の近年の流れと異なり、Vicom 審決以来の technical contribution アプローチによる判断手法に従っている。先例拘束性が強いイギリスにおいては、EPO との調和を図りたくても、簡単に EPO の近年の判断手法に変更できないという事情がある。ましてや、Aerotel 判決にて Pension Benefits 審決が批判されている現状では難しいように感じる。Symbian 判決においても EPO と異なる結論が出ない

ようにするため、Vicom 審決に近い Game Account 審決での考え方をとり入れ、EPO の考え方との隔たりを最小化しようという努力が垣間見える。しかし technical であるかどうかを特許適格性で見ていることには変わらない。

Symbian 判決において、Pension Benefits 審決を採用しない理由の一つとして拡大審判部の決定がないこと、EPO 審決における見解が統一されていないことを挙げていた。従って、現在拡大審判部に付託されている G3/08 について決定がなされれば、今後イギリスと EPO で見解が統一される可能性はあると思われる。特に質問 1 や質問 2 について、明確な答えがあれば、どのレベルのものを特許適格性から除外するのが明白となり、technical について進歩性でみるのか特許適格性でみるのかが統一されると考える。

それでは、近年の EPO が採用する technical character アプローチと Vicom 審決以来の technical contribution アプローチで結論が異なるのだろうか。technical character アプローチでは、特許適格性を満たすボーダーラインが低いものの、進歩性の判断にあたっては、technical problem を解決しているかどうかを検討するのであるから、Symbian 判決でも述べているように、検討段階が特許適格性か、進歩性かの違いだけであり、学問上は大きな違いがあるが実務的に結論には大きな違いは出ないはずである。しかし、実際には Symbian の出願は、EPO では登録となったにもかかわらず、イギリスでは法廷でまで争う結果となり、取り扱いに相違が生じている。このような相違が生じないようにするためにも、EPO と UKIPO との間での判断基準が統一されることが望まれる。technical problem や technical contribution をどの段階で検討するかということもポイントとなるが、判断基準の統一には、何を technical と解釈するかが重要となるだろう。この点からも拡大審判部の G3/08 の決定が待たれるところである。

## 注

(1) Patent Act Section1

(2) 特許庁外国産業財産権制度による訳。http://www.jpo.go.jp/shiryou/s\_sonota/fips/epo/pc/mokuji.htm

(3) T208/84

(4) paragraph16:Decisive is what technical contribution the invention as defined in the claim when considered

as a whole makes to known art

(5) T931/95

(6) T258/03

(7) T154/04

(8) G3/08

(9) 4つの質問は次の通りである。

Question 1

Can a computer program only be excluded if it is explicitly claimed as a computer program?

Question 2

(a) Can a claim in the area of computer programs avoid exclusion under art. 52(2)(c) and (3) merely by explicitly mentioning the use of a computer or a computer-readable data storage medium?

(b) If question 2 (A) is answered in the negative, is a further technical effect necessary to avoid exclusion, said effect going beyond those effects inherent in the use of a computer or data storage medium to respectively execute or store a computer program?

Question 3

(a) Must a claimed feature cause a technical effect on a physical entity in the real world in order to contribute to the technical character of the claim?

(b) If question 3 (a) is answered in the positive, is it sufficient that the physical entity be an unspecified computer?

(c) If question 3 (a) is answered in the negative, can features contribute to the technical character of the claim if the only effects to which they contribute are independent of any particular hardware that may be used?

Question 4

(a) Does the activity of programming a computer necessarily involve technical considerations?

(b) If question 4 (a) is answered in the positive, do all features resulting from programming thus contribute to the technical character of a claim?

(c) If question 4 (a) is answered in the negative, can features resulting from programming contribute to the technical character of a claim only when they contribute to a further technical effect when the program is executed?

(10) [1989]RPC561

- (11) [1991]RPC305
- (12) [1997]RPC608
- (13) [2006]EWCA Civ 1371
- (14) Step1: Properly construe the claim  
Step2: Identify the actual contribution  
Step3: Ask whether it falls solely within the excluded subject matter  
Step4: Check whether the actual or alleged contribution is actually technical in nature
- (15) [2008] EWHC 85 Pat
- (16) Paragraph48
- (17) [2008] EWCA Civ444
- (18) Paragraph48
- (19) [2008] EWCA Civ1066
- (20) Paragraph11: ...the approaches in the two cases... are, on a fair analysis, capable of reconciliation.
- (21) Paragraph15: The order in which the stages are dealt with is different.....
- (22) Young v Bristol Aeroplane Co Ltd [1944] KB 718
- (23) Paragraph36
- (24) 残りの 1 つの審決は Microsoft/Data transfer (2006) T424/03
- (25) Paragraph42
- (26) Paragraph46
- (27) Paragraph53
- (28) Paragraph54
- (29) Paragraph56,57 理由として IBM 審決 T06/83 を引用している
- (30) Paragraph61
- (31) [2009]EWHC 343 (Pat)
- (32) Paragraph47
- (33) Paragraph45 公知文献は、どの装置にも合うと思われる、あるフォーマットのコンテンツデータをどのユーザーに対しても送信する方法。
- (34) <http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-pn/p-pn-computer.htm>
- (35) GB0616225.9。対応日本は、特開 2007-52495 号。
- (36) EPO では進歩性の判断において Problem-Solution Approach を採用している。
  - 1) identifying the closest prior art, the most relevant prior art;
  - 2) determining the objective technical problem, that is, determining, in the view of the closest prior art, the technical problem which the claimed invention addresses and successfully solves; and
  - 3) examining whether or not the claimed solution to the objective technical problem is obvious for the skilled person in view of the state of the art in general.

なお、イギリスでは異なる判断手法を採用している。  
(原稿受領 2009. 12. 16)